平成２３年（フ）第２３４号
静岡県三島市旭ケ丘９番12号、前住所静岡県三島市徳倉925番地の２　ヴァンヴェール92番館109
破産者　相山　昌和
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４４０号
名古屋市守山区茶臼前14番14号　喜多山住宅103号
破産者　橋本内装こと　橋本　淳治
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０３９号
名古屋市名東区富が丘151番地　Ｓハイツ401号
破産者　新美　育子
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１２１号
名古屋市瑞穂区佐渡町５丁目３番地　ファルコン瑞穂106号
破産者　オークヒルズこと　原　　恭子
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３９号
大津市大平２丁目31番14―505号、前住所大阪市住之江区浜口西１丁目15番20号村上方
破産者　宮崎　雅子
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２５号
大津市晴嵐１丁目２番15号、前住所沖縄県那覇市上之屋１丁目10番８―1005号メゾン高倉上之屋
破産者　山田　利一
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２６号
大津市晴嵐１丁目２番15号、前住所沖縄県那覇市上之屋１丁目10番８―1005号メゾン高倉上之屋
破産者　山田マサ子
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６２５号
大阪府八尾市高砂町２丁目28番地　府営住宅19―640号、前住所大阪府東大阪市鴻池元町10番45―307号
破産者　木下　和明
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７２４号
大阪市淀川区宮原５丁目８番７―703号
破産者　川西　幸二
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９５号
神戸市兵庫区荒田町３丁目63番７号メゾン荒田Ｄ号、従前の住所神戸市兵庫区下三条町８番21号
破産者　佐藤　公信
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８３１号
神戸市垂水区東垂水３丁目５番２―101号
破産者　高井　大輔
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９号
兵庫県たつの市神岡町横内５番地３
破産者　橋爪　啓子
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第５号
広島県安芸郡府中町本町５丁目１番23号
破産者　竹岡　誠二
1　決定年月日　平成23年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２８号
山形県天童市北久野本５丁目８番14号
破産者　小松　洋子
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４号
福島県本宮市白岩字桑内23番地
破産者　三浦　藤久
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
福島県いわき市平下神谷字内宿42番地　インサイドヴーラＣ
破産者　植田　貞子
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第７０号
千葉県旭市下永井563番地２
破産者　水野　征夫
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第７１号
千葉県旭市下永井563番地２
破産者　水野　敏子
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係